






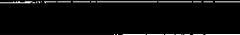










	部長	次長	課長	主幹	技師	担当
供覧						

件名	入曽駅周辺整備事業に係る西武鉄道㈱との協議記録
日時	平成30年 5月7日 (月) 14:00~14:40
場所	西武鉄道㈱所沢本社内
出席者	西武鉄道㈱:   都市建設部: 堀川部長 都市計画課: 伊藤課長、内野主幹、吉川技師
市	パブリックコメント、入曽全自治会対象の説明会終了後、入曽駅周辺整備事業の政策決定を行った。自治会説明会で参加者に挙手により賛否の意思表示をしてもらったところ、8割以上の参加者が事業に賛成であった。パブリックコメントについては近日中にホームページで公開予定である。
西	反対者は駅舎移動により駅から遠くなる住民か。
市	50億円の事業費や橋上駅舎化が主な反対理由である。一部、現状の駅のままで良いとの意見もあった。
西	
市	自治会説明会では既存の改札も継続して利用したいとの意見が多くあったが、西武鉄道の意見をふまえ難しいと説明している。
市	今年度は土地区画整理事業の事業認可に向けて事務を進める。
西	
市	
市	
西	
	今後、基本協定に向けての協議になるが、市側として議会承認などスケジュールの制約はあるか。
市	現時点ではない。
市	
西	
市	

この写しは、狭山市電気公営事務所にて
作成したものです。

市 政策決定をうけ、地権者には正式に事業協力の依頼文を出す予定だが、西武鉄道は必要か。

西 必要ない。

市 自治会説明会には駅周辺の商店の方も参加しており、一部を除き事業にほぼ賛成の意向であった。

西















市

市

西

市として自由通路の補助金を活用する考えはあるか。

市 設計費も含めて活用を考えている。西武鉄道側でも活用出来る補助金があれば担当者に伝えて戴きたい。

件名 入曽駅周辺整備事業に伴う入曽駅に係る整備に関する覚書について									
このことについて、次のとおり 西武鉄道株式会社と取り交わ してよろしいか伺います。 します。									
市長  部長 				副市長  次長 (課長兼務) 				起案者 都市建設部 都市計画課 (グループ名) 入曽駅周辺整備担当	
担当グループ内回議									
グループ リーダー		主担当		副担当			職名 主幹 氏名 内野 弘  電話 2221 番		
合議 総合政策部長									
総合政策部次長 (財政課長兼務)									
政策企画課長									
総合戦略推進担当課長									
協議事項及び摘要 別紙のとおり									
決裁後グループ内回覧									
開示・不開示の区分		開示・部分開示・不開示					文書審査		
不開示 (部分開示) とする理由		条例第 条第 号に該当							
起案	平成30年 1月15日	決裁	平成30年 / 月3 / 日			照合	公印		
施行 予定	平成 年 月 日	施行 発送	平成 年 月 日						
(施行上の取扱い) 秘 至急		フォルダー名 覚書							
公印 (省略・印影) 使 送・郵 送・ ファクシミリ・電子メール		保存 11年以上 (年) 10年 5年 3年 1年 継							

狭山市起案用紙 (甲) この号しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

【起案理由】

入曽駅周辺整備事業につきましては、「第4次狭山市総合計画」や「狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられており、これを踏まえて、現在、入曽駅周辺の安全性と利便性を高めるため、入間小学校跡地などを活用して、入曽駅の東口と西口の駅前広場や駅へのアクセス道路の整備、民間施設の立地を図るべく、事業化に向けて推進しております。

これに関して、今般、入曽駅周辺整備事業の基本計画案を作成し、その内容について、平成29年11月以降、政策調整会議、政策会議にて審議、また、市議会建設環境委員会協議会、全員協議会においても報告をしました。

今後、基本計画案を踏まえて、事業化を図っていくためには、計画の中に位置付けている入曽駅の橋上駅化と東西駅前広場及び東西自由通路の整備について、事業化の熟度を高める必要があり、そのためには、鉄道事業者である西武鉄道株式会社の協力を得ることが必要不可欠であります。

そこで、入曽駅の橋上駅化と東西駅前広場及び東西自由通路の整備についての鉄道事業者との協議を円滑に進めるため、西武鉄道株式会社との間で、下記のとおり、覚書を取り交してよろしいか伺います。

記

- 1 依頼文（案）（別添のとおり）
- 2 覚書（案）（別添のとおり）
- 3 今後の流れ（予定）

・覚書の取り交わし



・橋上駅化及び東西自由通路の整備内容の協議



・西武鉄道より概算工事費提示



・基本協定の締結



・設計（平成30年・平成31年）



・工事（平成32年・平成33年）

この写りは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです

(案)

狭都発第 ○ ○ 号
平成 年 月 日

西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久 様

狭山市長 小谷野 剛

入曽駅周辺整備に関する協力について (依頼)

貴社におかれましては、ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より市政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、西武鉄道新宿線入曽駅の東口地区につきましては、従来より、市街地開発事業を実施するため、関係地権者との合意形成に努めてまいりましたが、一部地権者の理解が得られないことから、平成25年5月に市街地開発事業の実施を断念いたしました。

しかしながら、入曽駅周辺整備は市の重要課題であることから、改めて、入曽駅周辺整備を進めることとし、平成28年度には入間小学校跡地を有効的に活用するため隣接敷地を一部取得するとともに、庁内で検討を重ね、基本計画案を策定したうえで、これを市議会や地域に説明を行うなどして、推進を図っているところであります。

これに関して、計画のなかでは、入曽駅を橋上駅化するとともに、東西駅前広場及び東西自由通路を整備することとしており、そのためには、貴社のご理解とご協力を得て整備を推進していく必要があります。

つきましては、別紙のとおり覚書を取り交わしたく、よろしくご配慮のほどをお願い申し上げます。

【担当】

狭山市都市建設部都市計画課
入曽駅周辺整備担当

〒350-1380

狭山市入間川1-23-5

TEL 04-2953-1111(内線 2221)

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき
作成したものです。

(案)

入曽駅周辺整備事業に関する覚書

狭山市（以下「甲」という。）と西武鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、入曽駅周辺整備事業（以下「本事業」という。）に関する基本的事項について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

（相互協力）

第1条 甲と乙は、入曽駅周辺の利便性、回遊性の向上及び入曽駅周辺地域の活性化を図るため、本事業について相互に協力するものとする。

（整備概要）

第2条 本事業のうち鉄道事業に関わる主な整備概要は次のとおりとし、本事業全体の範囲等は別図に示すとおりとする。

- (1) 東口駅前広場および西口駅前広場（以下「東西駅前広場」という。）の整備
- (2) 東西自由通路（以下「自由通路」という。）の整備
- (3) 入曽駅施設（以下「駅施設」という。）の整備

（整備主体）

第3条 本事業の整備主体は、甲とする。

- 2 乙は、本事業のうち、鉄道事業に影響を及ぼす事項の検討について、甲に協力するものとする。

（東西交通広場）

第4条 甲は、東西駅前広場を整備するにあたり、乙をはじめとする交通事業者との協議、調整を十分に行い、鉄道と二次交通との結節機能の向上を図るものとする。

（連絡通路）

第5条 甲は、東西駅前広場を結ぶ自由通路の位置、規模等の具体的事項について、乙と別途協議するものとする。

（駅施設）

第6条 駅施設は、甲による請願駅と位置付ける。

- 2 本事業には駅施設整備に支障または不要となる乙所有の既存駅施設の撤去が含まれるものとする。

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき
作成したものです。

(案)

- 3 甲は、駅施設を整備（既存駅施設撤去を含む）するにあたり、事前に駅利用者、地域住民、関係者等への周知、説明を十分に行い、理解を得るものとする。また、乙は甲が行う説明等に協力するものとする。

(設計、施工及び財産)

第7条 甲と乙は、本事業のうち次の各号について別途協議をおこない、協定を締結する。

- (1) 自由通路、駅施設に関する設計・施工
(2) 整備後の財産区分、管理区分等の詳細

(費用負担)

第8条 甲は、本事業に要する費用の全てを負担し、乙に対して負担を求めないものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙で協議の上処理するものとする。

本覚書成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日


甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛

乙 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1
西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久

この号は、狭山市情報公開条例に基づき
作成したものです。

■入曽駅周辺整備事業 概要図



 : 計画範囲

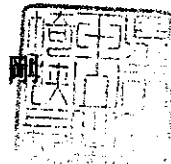
この図は、茨城県情報公開条例に基づき作成したものです



狭都発第104号
平成30年1月31日

西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久 様

狭山市長 小谷野



入曽駅周辺整備に関する協力について（依頼）

貴社におかれましては、ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より市政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、西武鉄道新宿線入曽駅の東口地区につきましては、従来より、市街地開発事業を実施するため、関係地権者との合意形成に努めてまいりましたが、一部地権者の理解が得られないことから、平成25年5月に市街地開発事業の実施を断念いたしました。

しかしながら、入曽駅周辺整備は市の重要課題であることから、改めて、入曽駅周辺整備を進めることとし、平成28年度には入間小学校跡地を有効的に活用するため隣接敷地を一部取得するとともに、庁内で検討を重ね、基本計画案を策定したうえで、これを市議会や地域に説明を行うなどして、推進を図っているところであります。

これに関して、計画のなかでは、入曽駅を橋上駅化するとともに、東西駅前広場及び東西自由通路を整備することとしており、そのためには、貴社のご理解とご協力を得て整備を推進していく必要があります。

つきましては、別紙のとおり覚書を取り交わしたく、よろしくご配慮のほどをお願い申し上げます。

【担当】

狭山市都市建設部都市計画課
入曽駅周辺整備担当

〒350-1380

狭山市入間川1-23-5

TEL 04-2953-1111(内線 2221)

この封しは、狭山市常設公開条例に基づき
作成したものです。



2017 西鉄発第 136 号
平成 30 年 2 月 8 日

狭山市長
小谷野 剛 様

西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久

入曽駅周辺整備に関する協力について (回答)

日頃より当社事業にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 1 月 31 日付、狭都発第 104 号にて協議のありました標記の件につきましては、異存はありません。

つきましては、別添覚書 2 通に押印のうえ、1 通を返送いたします。

[Redacted signature area]

西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久



入曽駅周辺整備事業に関する覚書

狭山市（以下「甲」という。）と西武鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、入曽駅周辺整備事業（以下「本事業」という。）に関する基本的事項について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

（相互協力）

第1条 甲と乙は、入曽駅周辺の利便性、回遊性の向上及び入曽駅周辺地域の活性化を図るため、本事業について相互に協力するものとする。

（整備概要）

第2条 本事業のうち鉄道事業に関わる主な整備概要は次のとおりとし、本事業全体の範囲等は別図に示すとおりとする。

- (1) 東口駅前広場および西口駅前広場（以下「東西駅前広場」という。）の整備
- (2) 東西自由通路（以下「自由通路」という。）の整備
- (3) 入曽駅施設（以下「駅施設」という。）の整備

（整備主体）

第3条 本事業の整備主体は、甲とする。

- 2 乙は、本事業のうち、鉄道事業に影響を及ぼす事項の検討について、甲に協力するものとする。

（東西駅前広場）

第4条 甲は、東西駅前広場を整備するにあたり、乙をはじめとする交通事業者との協議、調整を十分に行い、鉄道と二次交通との結節機能の向上を図るものとする。

（連絡通路）

第5条 甲は、東西駅前広場を結ぶ自由通路の位置、規模等の具体的事項について、乙と別途協議するものとする。

（駅施設）

第6条 駅施設は、甲による請願駅と位置付ける。

- 2 本事業には駅施設整備に支障または不要となる乙所有の既存駅施設の撤去が含まれるものとする。

この覚書は、狭山市情報公開請求書に添付して提出されたものです。

- 3 甲は、駅施設を整備（既存駅施設撤去を含む）するにあたり、事前に駅利用者、地域住民、関係者等への周知、説明を十分に行い、理解を得るものとする。また、乙は甲が行う説明等に協力するものとする。

(設計、施工及び財産)

第7条 甲と乙は、本事業のうち次の各号について別途協議をおこない、協定を締結する。

- (1) 自由通路、駅施設に関する設計・施工
(2) 整備後の財産区分、管理区分等の詳細

(費用負担)

第8条 甲は、本事業に要する費用の全てを負担し、乙に対して負担を求めないものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙で協議の上処理するものとする。

本覚書成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 2月 9日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛

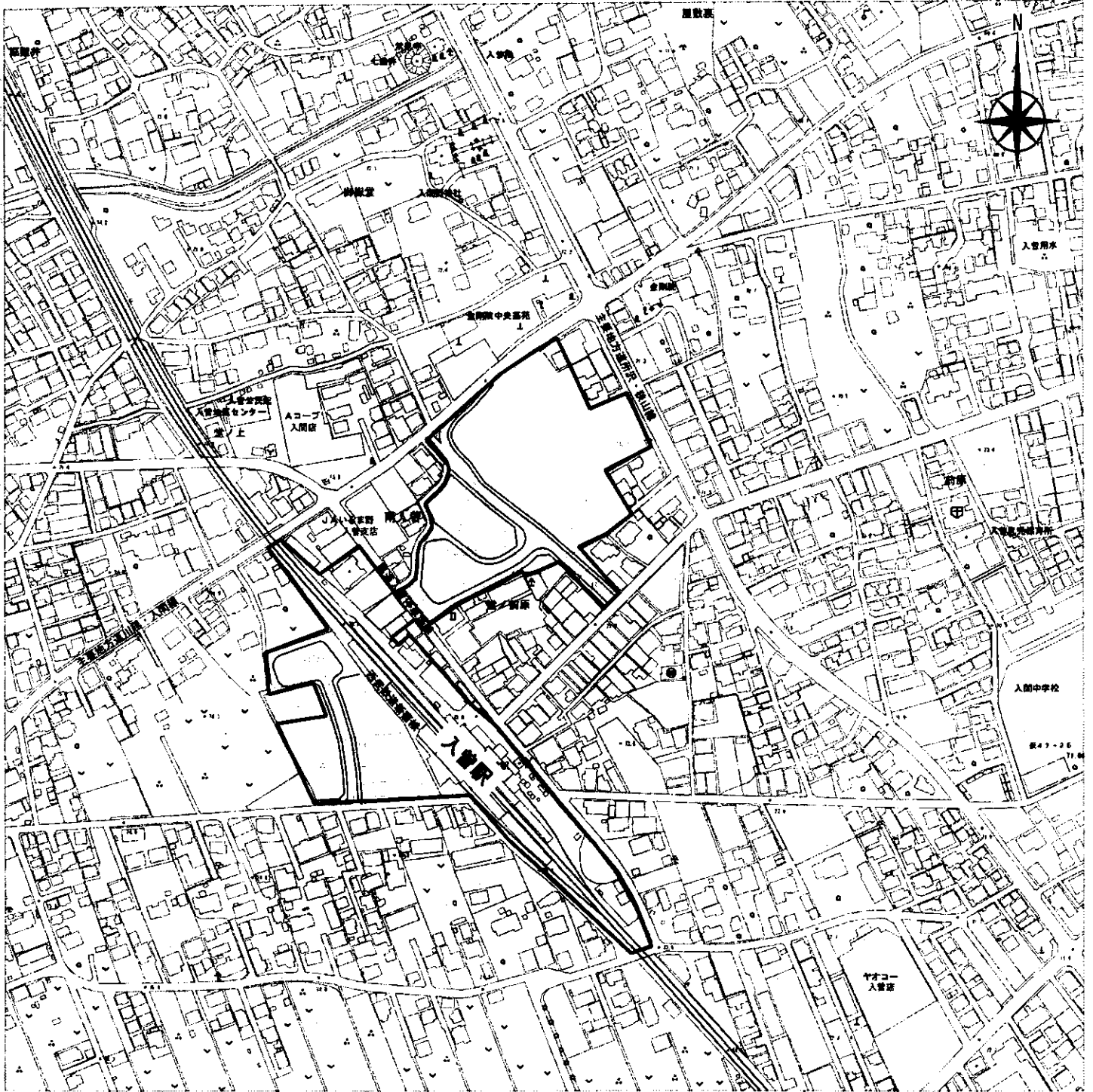


乙 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1
西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久



この覚書は、狭山市市長 小谷野 剛
西武鉄道株式会社 取締役社長 若林 久
の両名が、狭山市市長 小谷野 剛
の代表として
署名したものである。

■入首駅周辺整備事業 概要図



100m

200m

300m

400m

500m

□ : 計画範囲

この図は、茨城市情報公開条例に基づき
作成したものです